保護者のみなさまへ

令和５年度「就学援助申請」のお知らせ

昨年度支給されていた方も、援助を希望される方は、**毎年度申請が必要**です

岡山市教育委員会では、公立小・中・義務教育学校へ通うお子様の就学に当たり、経済的な理由でお困りの保護者の方に必要な費用の一部を援助しています。希望する方は下記の内容により申請してください。

就学援助を受けられる場合

生活保護を受けられている方に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた場合に認定となります。

（例）前年の世帯所得が一定以下の場合（下表をご覧ください）、児童扶養手当を受けている場合、保護者の死亡・病気・離婚・離職その他、各ご家庭の個別事情により、今年に入り収入が著しく減少した場合など。

所得による就学援助認定の目安

対象となるお子様の属する世帯全員の**年間合計所得額**※が下表の額を下回る場合（申請時の世帯人数により判定します）

申請時の世帯人数	２人	３人	４人	５人	６人	７人
年間合計所得額	**191.6 万円**	**229.6 万円**	**267.6 万円**	**305.6 万円**	**343.6 万円**	**381.6 万円**
給与収入の目安	約 299 万円	約 354 万円	約 402 万円	約 449 万円	約 497 万円	約 544 万円

所得の確認方法については裏面❶「**所得額の見方**」をご覧ください。

就学援助の内容・給付の時期

裏面❷「**給付の内容・時期**」をご覧ください。

申請の方法

オンラインまたは郵送申請により申請ください（窓口での申請受付は行いません）。

オンライン申請の場合　☞下の二次元バーコードを読み取り、掲載している入力フォームから申請してください。

郵送申請の場合　☞下の送付先へ申請書その他必要書類を送付してください。

申請に必要なもの

㋮申請書（オンライン申請の場合は、入力フォームとなるため不要です）

㋮保護者名義の通帳のコピー（口座番号等が確認できるページ）（オンライン申請の場合は写真を添付してください）

《上記に加えて該当の方のみ》

〇次の証書や手帳類をお持ちの方　（添付書類が間に合わない方は、先に申請書を送付してください）

☞児童扶養手当受給者証のコピー、障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー

〇令和５年１月１日時点で岡山市外の住所にお住まいだった方　☞当時お住まいの自治体発行の令和４年中の所得証明書

申請締切（１次申請）

希望される方は、上記書類を添えて必ず下記の期日までに申請してください。

令和５年６月９日（金）　オンライン申請の場合　☞当日入力送信分まで有効
郵送申請の場合　☞当日消印

問い合わせ先

岡山市教育委員会事務局学校教育部就学課　電話　086-803-1587　メール　shuugaku@city.okayama.lg.jp

オンライン申請入口・送付先

★申請方法は必ずどちらか一方を選択してください。

《オンライン申請》

説明及び申請リンク先はコチラ☞
（岡山市 HP）
入力フォーム公開（5 月 15 日）後、指示に従い入力・送信ください。

《郵送申請》

送付先はコチラ☞
切取った枠を封筒に貼り、切手を貼って送付してください。
特定記録または簡易書留での送付をお薦めします。

✂

700-8544
岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市教育委員会　就学課　宛

注意事項

・生活保護受給の方の申請は不要ですが、修学旅行費の支給については別途学校からご案内します。

・就学援助の認定によって、学校納付金が免除されるわけではありません。学校納付金は学校の指示により、決められた期日までに必ず納付ください。**学校納付金が未納の場合は、就学援助費から充当させていただく場合があります。**

・１次申請受付期間の後に経済的に困窮する事情が生じた方は、２次申請（8 月頃）、３次申請（12 月頃）の受付があります。受付のご案内は市のホームページ、広報紙等でお知らせします。

・このチラシの外国語版【英語、中国語（簡体）、韓国語】もありますので、学校または就学課までお問い合わせください。

・郵送申請の場合、郵送料は自己負担です。申請書の不着等については、責任を負いかねますのでご了承ください。

❶所得額の見方

◇給与所得者の方の場合

収入が１箇所からの給与のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄が所得となります。

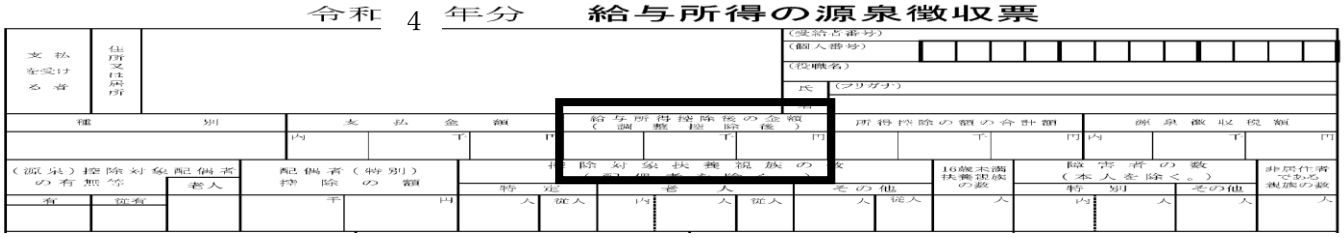

◇自営業者等の方の場合は、基本的に確定申告書の「所得金額等（合計）」欄が所得となります。

❷給付の内容・時期

支給費目	支給内容		支給予定時期
	小学校	中学校	
学用品費	年額 11,630 円	年額 22,730 円	各学期終了後 （9月、1月、3月の下旬）
通学用品費 （1 年生を除く）	年額 2,270 円	年額 2,270 円	1 学期終了後 （9月下旬）
修学旅行費	上限額 23,800 円	上限額 60,910 円	修学旅行実施後 （9月、1月、3月の下旬）
学校給食費	給食費として保護者が負担する経費の実費		各学期終了後 （9月、1月、3月の下旬）
新入学準備費 （中学校新入学分）	年額 63,000 円 （小学校 6 年生のみ）	―	3月中旬
新入学児童生徒学用品費 （新入学準備費未受給者のみ）	年額 54,060 円 （小学校 1 年生のみ）	年額 63,000 円 （中学校 1 年生のみ）	1 学期終了後 （9 月下旬）
校外活動費（宿泊なし）	上限額 1,600 円	上限額 2,310 円	2 学期終了後 （1 月下旬）
校外活動費（宿泊あり）	上限額 3,690 円	上限額 6,210 円	2 学期終了後 （1 月下旬）
通学費	公共交通機関を利用して通学する場合の通学費 （学区内・通学距離などの条件あり）		各学期終了後 （9月、1月、3月の下旬）
医療費	学校病（虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、結膜炎など）にかかり、事前に学校へ申込して渡された書類を医療機関へ持参して治療を受けた場合の医療費		各学期終了後又は、医療機関に直接随時支払 （9月、1月、3月の下旬）

【注】小学校の新入学準備費支給については、就学時健康診断（10 月から 11 月ごろ）の際にご案内します。

当年度中に支給額及び支給時期が変更する場合があります。